

赤字部分は昨年と変わった主な部分です。

# 平成 30 年度森林・山村多面的機能発揮対策 活動組織募集案内（申請前に必ずお読みください）

募集期間：平成 30 年 3 月 1 日（木）～30 日（金）

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、地域住民が森林所有者と協力して森林の保全管理や山村地域の活性化に取り組む活動を支援する、林野庁の事業です。

公益社団法人京都モデルフォレスト協会は、京都府の地域協議会として、交付金の交付を希望する活動組織を募集します。

## 1 対象となる組織

地域住民、森林所有者、自治会等、地域の実情に応じた方、3 名以上で構成する組織が対象です。地域の自治会、NPO 法人、森林組合等が単独で実施、又は 1 構成員となることも可能です。

## 2 対象森林

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画が策定されていない森林とします。

また、活動組織と対象森林は同一都道府県内になければなりません。

人工林でも活動できます。

## 3 事業実施の期間

新規に採択を申請する活動組織は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の活動として計画書を作成して下さい。

年度ごとの活動については、毎年、採択申請書を提出していただきます。審査の結果、必ずしも 3 年連続で採択されるとは限りません。

毎年の活動（森林整備、活動のための話し合い、物品の注文購入・作業委託の契約・保険の加入等、当事業に係る全ての活動を指す）は、採択決定通知後から始めることができます。

年度内の活動が終了したら、終了後 1 カ月以内または当協会が定める最終締切日（平成 31 年 2 月 8 日）のいずれか早い日までに所定の様式により実施状況報告を行う必要があります。

また、活動終了時には、対象森林において活動が適正に行われているか、現地確認を行います。

#### 4 対象活動と交付単価

種 類	単価(国)	(地方)	活動内容
①活動推進費 (初年度のみ)	11.25 万円		現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ			
②(里山林保全)	12万円 /ha		雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
③(侵入竹除去・竹林整備)	28.5万円 /ha		竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
④森林資源利用タイプ	12万円 /ha		雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、傷害保険等
⑤森林機能強化タイプ (サブメニュー)	800円 /m		歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り このタイプを実施した森林は、計画期間中に「地域環境保全タイプ」または「森林資源利用タイプ」の活動を実施すること(同一年度内の実施は不可)
⑥教育・研修活動タイプ (サブメニュー)	3.8万円 /回		森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導活動、傷害保険等 森林レクリエーションの活動は対象外 このタイプは「地域環境保全タイプ」または「森林資源利用タイプ」と組み合わせることにより実施することができる(同一森林内に限る)。 <b>年間6回が上限です。</b>
⑦資機材・施設の整備 1/2以内	1/2以内 (一部1/3以内)		地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置 教育・研修活動タイプは対象外

- 同一年度・同一箇所で②～⑤のタイプの複数の重複適用は不可。
- ②～④は ha 当たりの単価であることから、面的な活動が求められます。歩道・作業道の作設、土留め、鳥獣害防止柵等の設置、見回り等は他の作業(森林整備等)と組み合わせて実施してください。
- ①～⑥に示した単価は国が支援する交付金の単価です。地方公共団体(府・市町村)の支援については **市町村によって異なりますのでご注意願います。**
  - 示した単価は交付金の上限額であり、最終的な交付額は、実績に応じて算定した金額となります。

## 5 交付金の使途

区 分	使 途
4の種類欄に掲げる①～⑥	人件費（地域協議会の定める上限あり）、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、郵便料・電信電話・運搬費等の通信運搬費、書籍、委託料、印刷費、等
4の種類欄に掲げる⑦ （購入額の1/2、千円未満切り捨て）	刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、軽架線、チップパー、わな、苗木・キノコ菌、電気柵・土留め柵等構築物の資材、あずまや（休憩や作業を行うための簡易建屋）、資機材保管庫、移動式の簡易なトイレ（汚物処理費用は対象外）、携帯型GPS機器、設置費等 ※パソコン、デジタルカメラ等汎用性の高い物品等は対象外です。
4の種類欄に掲げる⑦ （購入額の1/3、千円未満切り捨て）	林内作業車、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋

※食糧費（飲料含む）、修理メンテナンスに係る費用、振込・代引手数料、中古品の購入等、認められない使途がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※支出の根拠となる書類が必要です。協議会の定める証拠書類が揃わない場合は対象となりません。

※活動の規模、内容に見合った適正な支出であること。

## 6 申請・採択の条件（必ず満たしていなければならない事項です）

### （1）活動組織

（ア）代表者が定められていること

（イ）京都府内に事務所を置いていること。

（ウ）活動組織の運営に関する規約等を定めていること（様式第10号と同等以上。既存の組織で既に規約等が定められている場合は、様式第10号の内容を比較して、足りない条項を細則等として別に定めていること。

（エ）会費の徴収・林産物の収入等により、自立的に活動できる組織であること。

### （2）利用協定等

（ア）活動組織の代表者と森林所有者の間で下記の事項を定めた協定書（様式11号と同等以上）を締結していること。

（必要事項）

協定の締結者の住所氏名／協定の目的／協定期間（原則として活動計画書に示す3年以上の期間）／協定の対象となる森林／活動計画／その他必要な事項

（イ）活動組織や活動組織の構成員が森林所有者である場合には、土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができます。

### (3) 活動内容

- (ア) 事業開始年度より3カ年の活動計画を策定し、3年以上の継続した活動を行うこと（活動が継続できなかった場合には、初年度に遡って交付金の返還が求められる場合があります）。
- (イ) 対象森林のある市町村の意見により、活動の有効性が確認されていること（申請後、地域協議会から対象の市町村に確認します）。
- (ウ) 活動期間中に毎年、対象森林内で構成員全員を対象とした安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。
- (エ) 活動に必要な安全装備を備えることおよび傷害保険に加入すること。
- (オ) 国の定めるガイドラインに沿って、活動の目標設定と活動結果のモニタリング調査を行うこと。
- (カ) その他、本交付金事業に関する要綱・要領その他関係書類の内容に沿って、活動を行うこと。

## 7 優先的に採択される要件

- (ア) 国の交付金に加え、地方公共団体の支援のある活動。
- (イ) これまで長期にわたり手入れがされていない森林で新たな活動を開始するもの。
- (ウ) 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行うもの。
- (エ) 構成員が、活動を計画している市町村内の多様な者で構成されている活動組織。

## 8 その他要件

- (ア) 本交付金事業の経理は、他の事業と区別して経理を行い、金融機関に専用の預金口座を設けること（活動組織名義の口座に限る。個人の口座は不可）
- (イ) 本交付金事業に必要な事務処理や書類の整備ができること。地域協議会の定める期日までに、必要書類（採択申請書や実施状況報告書等）を作成し、提出できること。
- (ウ) 連絡のやり取りや必要書類の作成等のため、パソコンでの電子メールやワード・エクセル等のソフトを使えると望ましい。

## 9 申請手続き等について

### (1) 対象森林の要件確認

対象森林が所在する市町村又は府の広域振興局等に、次のことをご確認下さい。

(ア) 森林経営計画又は森林施業計画の策定の有無。

(イ) その他の土地利用上の制約の有無。

※例えば、登記地目が農地の場合、非農地証明書等がないと、対象森林となりません。

### (2) 書類の作成

(ア) 下表の①～⑨の書類を作成し、提出期限までに当協会へ提出してください。

(イ) ⑧～⑨は、該当する活動組織のみが提出して下さい。

(ウ) 書類作成に当たって必要な書類の様式は、当協会ホームページより入手できます。

(エ) 申請に係る費用は自己負担となります。

書類の種類	様式番号等	提出年度
①活動組織規約	様式第 10 号と同等以上	初年度申請時に提出。 計画期間内にその内容に変更があった場合はその都度提出すること。
②参加同意書 (または構成員名簿)	様式第 10 号別紙又は既存の活動組織においては構成員名簿	
③協定書	様式第 11 号と同等以上	
④活動計画書	様式第 12 号	
⑤計画図 (市町村等で手に入る森林計画図が望ましい)	1/5000 かそれ以上に詳細な縮尺で、面積を図測できるレベルの図面であること。縮尺が記載されていること。各年度の活動範囲・活動タイプ等を分かりやすく図示すること。	
⑥申請者連絡票		毎年度申請時に提出。
⑦採択申請書	様式第 13 号	
⑧教育・研修活動タイプ活動予定表	教育・研修タイプを申請する場合	
⑨資機材等購入理由書	資機材・施設の整備を申請する場合 (見積書又は値段の分かる資料を添付すること)	

### (3) 受付期間

平成 30 年 3 月 1 日 (木) ～ 30 日 (金) 最終日到着分まで

上記期間内に必要書類一式をご提出ください。申請日は、受付期間内の日付としてください。申請書類が到着後、内容に関する問い合わせや修正、追加書類の提出等求める場合があります。内容に不備が多い場合、求めに対して速やかにご対応いただけない場合は、審査の対象になりません。

(4) 申請に当たっての注意事項等

- (ア) 地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプの森林面積は、点在する箇所ごとに最低 0.1ha 以上（小数点第二位以下切り捨て）必要です。
- (イ) 申請する森林面積は、利用協定を締結した森林のうち、当該年度内に活動を行う箇所の面積です。
- (ウ) 森林面積は、森林計画図等の図面（縮尺 1/5000 以上）から算出してかまいません。図測出来ない場合は実測すること。
- (エ) 活動組織で行うことが難しい作業等については、一部を森林組合などに作業委託することができます（活動全体を委託することは認められません）。
- (オ) 森林機能強化タイプは、延長 1m 以上（小数点第一位以下切り捨て）で申請してください。
- (カ) 森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、もしくはこれらの活動を実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができます。（例えば、当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道の整備等）
- (キ) 教育・研修活動タイプは、活動組織の構成員やスタッフ以外の一般参加者の数が 1 回の開催につき概ね 10 名以上（過疎地域等、特定の地域については概ね 5 名以上）必要です。活動は計画的に実施し、原則として参加者を広く一般から募ること。また、以下のいずれかの条件を満たす講師等による指導が必要です（活動組織外部より講師や専門家を招聘した場合、地域協議会の定める金額までの謝金を支払うことができます）。
  - ① 森林、自然、森林環境教育等の指導者として相応しいと認められる何らかの資格を有する者。
  - ② その他、教育・研修活動タイプの目的に照らして指導者として相応しい知識経験を有する者として当協会が認めた者。
- (ク) 資機材・施設は、活動計画内容に沿って必要なものを計画的に申請してください。購入後は活動組織で管理し、処分制限期間内に処分又は目的外使用した場合は、交付金を返還していただきます。
- (ケ) 1 活動組織当たりの単年度の交付額の上限は 500 万円です。
- (コ) 地方公共団体（府・市町村）の支援については市町村によって異なりますのでご注意ください。市町村の支援の有無については直接該当の市町村にご確認ください。府の支援についても市町村の支援の有無によって異なります（市町村の支援が有るところは府の支援も有ります）。

(6) その他

- (ア) 審査の結果、採択・不採択については文書にて通知します。
- (イ) 採択額は交付金の上限額であり、最終的な交付額は、活動終了時の現地状況と実施状況報告を確認した上で算定した金額となります。（実績に応じて減額となることがあります）
- (ウ) 申請内容は、当協会及び京都府、市町村で情報を共有いたしますのでご了承ください。
- (エ) 採択された活動組織・活動内容については、当協会ホームページ等に掲載いたしますのでご了承ください。
- (オ) 申請、活動においては、次の①～⑦の資料を必ず読み、内容を把握してください。①～

⑥は当協会ホームページに掲載されています(これらは今後、改正になる可能性があります。改正時期が採択後であっても、改正内容を遵守して下さい)。

- ①本案内資料
- ②森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱
- ③森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱
- ④森林・山村多面的機能発揮対策実施要領
- ⑤森林・山村多面的機能発揮対策(交付金)実施要領の運用について
- ⑥森林・山村多面的機能発揮対策の手引き
- ⑦その他、随時連絡する通知事項等

### 【3年計画の活動を継続中の活動組織について】

現在3年計画の活動を継続中の活動組織については、下記の書類を提出してください。

書類の種類	様式	備考
活動組織規約	第10号	要領要項の定めに足りない事項がある場合は、規約の改正をしてご提出ください。
活動計画書	第12号	3年計画に変更のある場合は、要項要領の定めにより記載し、計画年度は変えずに(H28~30 または H29~31)、ご提出ください。
計画図、協定書等		計画変更により、活動場所等に変更がある場合
採択申請書	第13号	活動計画書を基に作成し提出
資機材等購入理由書		資材・機材・苗木・キノコ菌等を申請の場合
教育・研修活動タイプ活動予定表		教育・研修活動タイプを申請する場合

### 【平成27~29年度の3年間の活動を実施された活動組織について】

3年間の活動を実施しさらに活動を希望される場合は、新たに3年分の計画を立てて申請することが可能です。(ただし、これまでの活動と同一箇所での活動は不可です。) 提出物は新規活動組織と同様です(5ページ参照)。

また、新たな申請の有無にかかわらず、活動最終年度の終了の日の翌日から起算して5年間は次に掲げる書類を保管してください。

- ①本交付金の申請から実施状況報告に至るまでの申請書類及び承認書類
- ②金銭出納簿
- ③領収書等支払を証明する書類
- ④その他本交付金に関する書類

購入した資材・機材については、処分制限期間内は売却・譲渡・廃棄せず、活動組織が適正に保管・管理してください。

## 10 申請後のスケジュールについて (予定)

H30年 3月30日	(活動組織→協会) 申請書類締め切り	
	(協会→市町村) 各活動組織の活動内容について有効性の確認	
4月中下旬	(協会) 審査会 (協会→国) 申請	※採択通知以前の活動(森林内の活動だけでなく保険加入、物品購入等含む)を希望する場合は、「採択決定前着手届」が必要です。別途お問い合わせください。
国への申請から 約1カ月後	(国→協会) 採択決定通知 (協会→活動組織) 採択決定通知	
	<u>採択決定後、活動組織の活動開始</u>	
時期未定	(協会→活動組織) 概算払い	※概算払い・精算払いまでの必要経費は、活動組織で立替払い等していただく必要があります。
活動終了時	(活動組織→協会) 実施状況報告  ※活動終了後、現地にて活動状況を確認します。  (協会→活動組織) 実施状況報告の書類確認、現地確認の上、支払いがある場合は精算払い	※ <u>年度内の活動終了から1カ月以内またはH31年2月8日のいずれか早い日までに</u> 所定の様式にて実施状況報告すること。  ※採択額は交付金の上限額であり、最終的な交付額は、活動終了時の現地状況と実施状況報告を確認した上で算定した金額となります。(実績に応じて減額となることがあります)

## 11 申請書の提出先・問い合わせ先

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

〒604-8424 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館3F

TEL: 075-823-0170 (代表)

075-823-0205 (森林・山村多面的機能発揮対策事業直通)

FAX: 075-823-0170

メール: kyomori@kyoto-modelforest.jp